

学生部の窓口時間のお知らせ

2007年度

多摩キャンパス

学 生 課		
～4月12日(木)	月～金 土	10:00～17:00 10:00～12:00
4月13日(金)～	月～金 土	10:00～19:00 10:00～12:00
厚 生 課		
～4月12日(木)	月～金 土	9:00～17:00 9:00～12:00
4月17日(火)～	月～金 土	9:00～19:00 9:00～12:00
4/13(金)～16(月)、18(水)～20(金)は奨学金面談日のため窓口業務は休止いたします。		
学 生 相 談 室		
～4月3日(火)	月～金 土	10:00～17:00 10:00～12:00
4月4日(水)～	月～金 土	10:00～18:00 (月曜日17:00迄) 10:00～12:00

後楽園キャンパス

理工学部学生生活課		
～4月12日(木)	月～金 土	10:00～17:00 10:00～12:00
4月13日(金)～	月～金 土	10:00～18:00 10:00～12:00
理工学部学生相談室		
4月2日(月)～	月・木・金 火・水 土	10:00～17:00 10:00～17:30 10:00～12:00

ボランティア学生相談会を実施します！

「ボランティアをしてみたいけれど、どうしたら良いかわからない」、「ボランティア活動をこれから始めようと考えている」という皆さんに、ボランティア活動を既にしている学生が、情報を提供し、相談にのる『ボランティア学生相談会』を実施します！

日時 2007年4月5日(木)～17日(火) 12:30～13:20 (予定)

会場 多摩キャンパス 学生会議室
『ボランティア活動支援コーナー』 (6号館B1階)

問合せ先 多摩キャンパス 学生課
後楽園キャンパス 理工学部学生生活課

※詳細は、受付窓口または学内掲示板等で確認してください。

※協力してくださる「ボランティアサークル」の募集も行っています！

学生課まで是非ご連絡ください！ [学生課 042-674-3471]

お兄さん・お姉さん先生として小・中学校で ボランティア活動してみませんか？

～学生教育ボランティア活動報告会の開催について～

学生教育ボランティアとは、多摩地域の大学生が地元の小中学校等でお兄さん・お姉さん先生として活動するもので、今年度で6年目の実施となります。昨年度、本学からは、60名程の方が実際に学校現場で活躍しました。2007年度の学生教育ボランティア募集にあたり、昨年活動した方の報告会を行いますので、関心ある方は、ぜひご参加ください。

日時 2007年4月11日(水) 13:30～14:30

場所 多摩キャンパス 7101号室

対象 2007年度学生教育ボランティア参加希望者・関心のある者

内容 ①前年度参加者による活動報告
②小・中学校の先生から「こんな学生教育ボランティアに来て欲しい」
③制度概要説明

申込 事前の申込は不要です。当日直接会場にお越しください。

主催 中央大学学生部

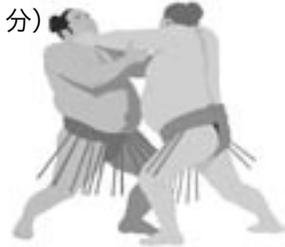
問合せ先 学生課 (TEL 042-674-3471)

その他 2007年度学生教育ボランティアの受付(第1期)は、4月4日(水)～19日(木)の期間に学生課で行います。

大相撲五月場所観賞会

～中大出身力士を応援しよう～

- 日 程 2007年5月下旬
場 所 両国国技館 (JR総武線両国駅下車 徒歩1分)
定 員 40名 (予定)
対 象 本学学部学生
参 加 費 2,000円
受付窓口 多摩キャンパス 学生課
後楽園キャンパス 理工学部学生生活課
受付日時 2007年4月26日(木)より先着順にて受付開始予定(要学生証)



※詳細は、受付窓口または学内掲示板およびWebページにて確認してください。

オペラ鑑賞会

「魔笛」 7月26日(木)～7月29日(日)の4日間

9月6日(木)～9月9日(日)の4日間 「仮面舞踏会」

- 日 程 2007年7月26日・27日・28日・29日、9月6日・7日・8日・9日
場 所 新国立劇場オペラ劇場(「魔笛」)、東京文化会館大ホール(「仮面舞踏会」)
対 象 本学学部学生
参 加 費 1,000円(予定)
受付場所 多摩キャンパス 学生課
後楽園キャンパス 理工学部学生生活課
受付日時 「魔笛」は2007年6月22日(金)より先着順にて受付開始予定
「仮面舞踏会」は7月中旬頃受付予定(要学生証)

※詳細は、受付窓口または学内掲示板およびWebページにて確認してください。

スポーツ施設（多摩キャンパス）の貸出について

〈貸出をしている施設（種目）〉

- | | | |
|---------|-----------------|--------------------------|
| 1) 屋外施設 | ソフトボール | 2面(一般フィールドA) |
| | ミニサッカー | 3面(一般フィールドB) |
| | テニス・バスケットボールコート | 4面(全天候コート) |
| 2) 屋内施設 | バレーボール | 1～2面(第二体育館 アリーナ) |
| | | ※木・金については、バレーボールを2面とします。 |
| | バドミントン | 1面(第二体育館 アリーナ) |
| | 卓球 | 6面(第二体育館 アリーナ) |

〈貸出手続の主な流れ〉

予約受付は、学生課にて行います

- 利用希望日が決まったら、指定された受付期間内に、学生課窓口の受付簿に責任者氏名（漢字）、学籍番号を記入してください。1団体1種目1時間帯に限り申込できます。重複申込の場合は、すべて無効となりますのでご注意ください。
- ①平日貸出 利用希望日の6日前～5日前の2日間受付（抽選）
- ②休日貸出 利用希望日の2週間前の月曜日～土曜日の6日間受付（抽選）
- ③休業中貸出 利用希望日の6日前～前日の5日間受付（先着順）

抽選の当落の確認（学生課）

- 抽選は学生課職員が行います。
- 抽選日の10：00以降、受付簿にて、当選・落選を確認してください。
氏名の左欄に青丸がついていたら当選です。

当選者は利用許可証の発行手続きが必要!!（学生課）

- 当選したら、利用許可証の発行手続きをしてください。学生証が必要となります。予約受付時に記入した責任者が手続きをしてください。代理は認めません。
- 利用許可証は、抽選日を含めて2日以内に発行手続きを行ってください。この2日間を過ぎると自動的に「当選無効」となりますのでご注意ください。
- 抽選後、空きがあれば利用日の前日まで先着順で利用許可証の発行を受けることができます。

利用当日は、利用許可証と学生証が必要!!（第二体育館事務室）

- 利用日当日、第二体育館事務室の受付に責任者本人が利用許可証と学生証を提示してください。
- 利用開始時間から15分が過ぎると、当日キャンセルとなり、ご利用できなくなりますのでご注意ください。

〈貸出時間帯〉

- ①平日貸出（月曜日～土曜日） ②休日貸出（日曜日、祝日） ③休業中貸出（夏季、春季）
- | | | |
|--------------|---------|---------|
| 1時限～6時限（月～金） | 1時限～4時限 | 1時限～4時限 |
| 1時限～5時限（土） | | |

※大学行事・グラウンド整備等で利用できない場合や、学年・卒業試験等で利用時間帯が一部変更となる場合があります。

※天候不良によりスポーツ施設の利用ができない場合があります。

スポーツ施設貸出 Q&A

Q：利用日の前日までの申込はしていませんが、当日スポーツ施設の利用はできますか。

A：利用できます。空いている施設・時間帯について第二体育館事務室で先着順に受付していますので、学生証を提示してください。利用許可証を発行します。

Q：抽選時に立会いをする必要がありますか。

A：必要ありません。抽選日の午前10時以降に受付簿にて当選・落選を確認してください。

Q：用具を貸出していますか。

A：貸出しています。詳細は、学生課で確認してください。

Q：当選したのに取り消されているときがありますが、どうしてですか。

A：当選の権利は、抽選日を含めて2日以内に手続きをしなければ、キャンセルとみなされます。

Q：当選が取消されていますが、申込はできますか。

A：申込できます。空きがあれば先着順に受付しています。

Q：同一時間帯にバレーボールコートとテニスコートを利用することはできますか。

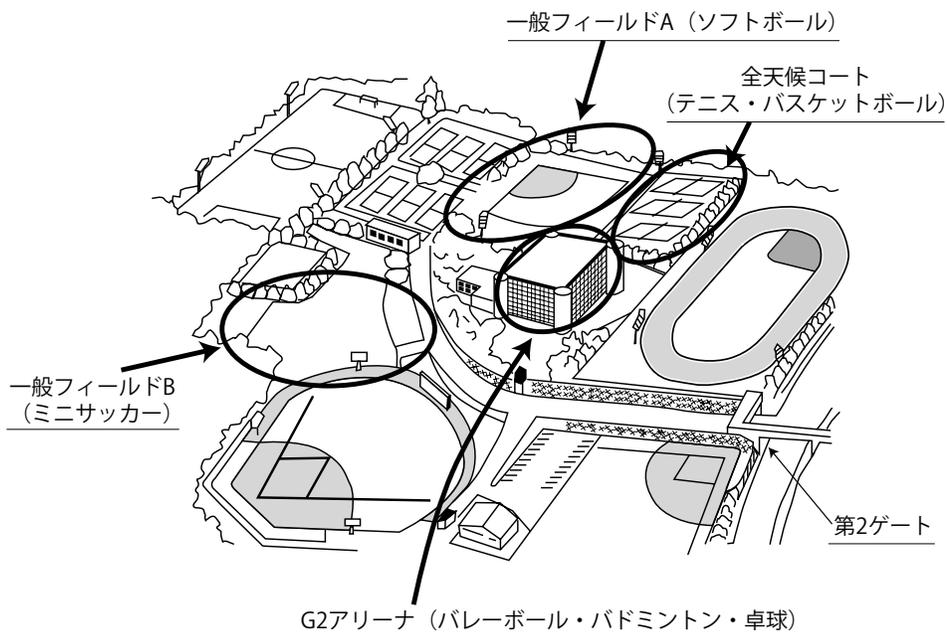
A：利用できません。スポーツ施設の利用は、1日につき1団体1種目1時間帯です。ただし、利用日当日空きがあれば、利用できます。第二体育館事務室にて受付しています。

Q：〇月〇日にテニスコートを利用したいのですが、いつから予約の受付をしていますか。

A：利用日が平日（月～土曜日）であれば、利用希望日の6日前から5日前までに受付簿に必要事項を記入します。利用日が休日、祝日であれば、利用希望日の2週間前から1週間前までに受付簿に必要事項を記入してください。（ただし、窓口が開いている日を基準にしていますので、休日、祝日等の窓口休止日を除いてください。）

※休業中は貸出の受付方法が異なりますので学生課でご確認ください。

一般学生用スポーツ施設（第二体育館周辺）



大学への意見は「オピニオン・カード」を

学生部では、学生の皆さん一人ひとりの意見、考え、そして提案を広く聞き、豊かで楽しくより充実した大学生活を送るための一つ的手段として「オピニオン・ボックス」を設置しています。オピニオン・ボックスに皆さんから寄せられたオピニオン・カードの意見や提案を学生部委員会で検討し、関係部署とも連絡をとりながら適切に対応するとともに、大学運営に反映するよう心がけています。

【オピニオン・カードとは】

学生部は、大学と学部学生の皆さんとのパイプ役として一人ひとりの意見、考え、そして提案を広く聞き、充実した大学を創るために「オピニオン・カード」を受け付けています。ぜひ、活用してください。

- オピニオン・カードは、1982年度より実施されている制度で、原則2週に1度学生課員が回収するかメールにて随時受付をしています。
- 投書されたオピニオン・カードは、学生部委員会において審議した後、学内各機関に回答を依頼します。なお、学生の氏名・学籍番号は一切公表されません。学生部関係者間においても匿名扱いをしています。

【対象】 学部学生

【投書するには？】

(1)メールフォームからの投書

中央大学 web の「学生生活・就職」→「学生生活サポート」→メニューの「オピニオンカード」より、入力フォームに進み必要事項を入力してください。学生課担当者に送信されます。

http://www.chuo-u.ac.jp/chuo-u/life01/life06_j.html

(2)専用用紙による投書

オピニオン・ボックスに添付してある専用用紙に意見・提案を記入し、投函してください。

【取り扱いえないもの】

成績評価、学生同士の交流の呼びかけ、他の団体への批判、個人的な中傷など、また無記名のものはオピニオン・カードとして取り扱いませんので注意してください。

【回答について】

オピニオン・カードでの意見・提案については、原則、学生部委員(=各学部教授会で選出された本学専任教員)が口頭でお答えしますが、ご希望の回答方法があれば、お知らせください。なお、回答方法については、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。

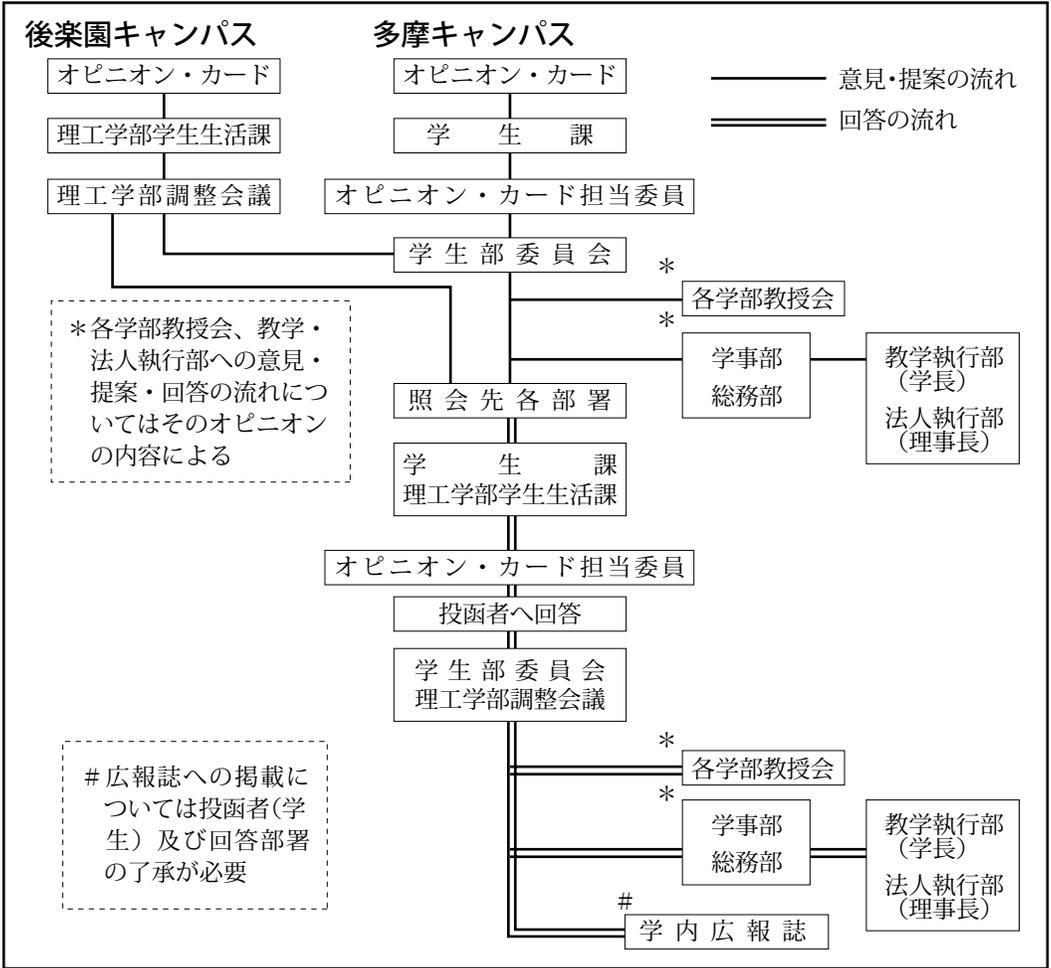
【オピニオン・ボックス設置場所】

多摩キャンパス……………各学部事務室、学友会事務室、学生課
後楽園キャンパス……………理工学部事務室、理工学部学生生活課

【2006年度に提案されたオピニオン・カードの一例】

- 学内における喫煙問題について
- 学生証のカード化について
- スポーツ施設利用について
- ゴミ問題について

【オピニオン・カードのフロー】



厚生課・理工学部学生生活課からのお知らせ

厚生課 TEL042-674-3461 理工学部学生生活課 TEL03-3817-1717

1 学生アパート等の紹介窓口について

- 〔多摩キャンパス〕 中央大学生生活協同組合 住まいの斡旋係(Tel. 042-674-3051)
 〔後楽園キャンパス〕 中央大学生生活協同組合 理工店住まいの紹介係(Tel. 03-3814-5928)

2 奨学金を希望する学部新入生へ

本学における奨学金についての案内冊子「奨学金一案内と手続」(外国人留学生対象外)を厚生課・理工学部学生生活課窓口にて配布中ですので、奨学金を希望する方は、冊子にて詳細を確認し、各自、期限内に、必要な手続きをとってください。

なお、奨学金の種類により、取扱窓口が異なりますので、併せて確認してください。

3 日本学生支援機構(旧：日本育英会)第一種・第二種(きぼう21プラン)奨学生 予約採用候補者の方へ(学部新入生のみ)

高等学校在学時に、平成19年度日本学生支援機構第一種・第二種(きぼう21プラン)奨学生採用候補者として決定している新入生は、学生証を携帯のうえ次のとおり書類を提出してください。

- 提出書類 「採用候補者決定通知」
 提出期限 4月12日(木)まで
 提出窓口 厚生課・理工学部学生生活課

4 在学中(在籍中)の奨学金返還猶予の手続きについて

〔(前)日本学生支援機構(旧：日本育英会)奨学生〕

- 対象者 以前日本学生支援機構(旧：日本育英会)奨学生であった学部生・大学院生で
 (1)高校、大学、大学院を卒業・修了または退学後本学に入学した者
 (2)標準修業年限を超えて本学に在学する者

- 提出書類 日本学生支援機構(旧：日本育英会)『返還のてびき』巻末綴込の「在学届」
 提出期限 4月12日(木)まで
 提出窓口 厚生課・理工学部学生生活課

〔(前)中央大学貸与奨学生〕

- 対象者 以前中央大学貸与奨学生であり、2007年度本学大学院に入学した大学院生
 提出書類 「在学届」(サーモン色用紙)、学生証のコピー貼付
 「在学届」は入学手続書類(大学院事務室・理工学部事務室より発送)に同封してあります。万一手元にない場合は、下記提出窓口にて配布します。

- 提出期限 4月12日(木)まで
 提出窓口 厚生課・理工学部学生生活課

*返還猶予を希望しない場合は、提出期限までにその旨を提出窓口まで連絡ください。

学生教育研究災害傷害保険のご案内

本学では、教育研究活動中の不慮の災害事故補償及び通学中と学校施設等相互間の移動中の事故補償のために、学部在籍する全学生を対象として「学生教育研究災害傷害保険」（通学中等傷害危険担保特約含む）に一括して加入しています。該当すると思われる方は、次のページに記す学内担当窓口に関係書類を請求し、必要な申請手続きを行ってください。

【保険金が支払われる場合】

本学の教育研究活動中、急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被った時及び通学中と学校施設等相互間の移動中に発生した身体の傷害事故に対し、保険金が支払われます。

「教育研究活動中」とは

〈正課中〉

講義、実験・実習、演習または実技による授業（以下、総称して「授業」といいます）を受けている間をいい、次にあげる間を含みます。

◎指導教員の指示にもとづき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、もっぱら被保険者の私生活にかかる場所において、これらに従事している間を除きます。

◎指導教員の指示にもとづき、授業の準備もしくは後始末を行っている間。または、授業を行う場所、大学の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

〈学校行事に参加している間〉

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

〈上記以外で学校施設内にいる間〉

大学が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間。ただし寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

〈学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間〉

大学の規則に則った所定の手続により、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

「通学中・学校施設等相互間の移動中」とは

〈通学中〉

学校の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法により、住居と学校施設等との間を往復する間。

〈学校施設等相互間の移動中〉

学校の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法により、学校が教育研究のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間。

◎「学校の授業等」とは、講義、実験・実習、演習または実技による授業のことで、指導教員の指示に基づき行う卒論研究、授業の準備、後始末などを含みます。

◎「学校行事」とは、学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式等教育活動の一環としての各種学校行事をいいます。

【保険金が支払われない場合】

故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線・放射能による傷害、無資格運転・飲酒運転、施設外の課外活動で危険なスポーツを行っている間など。

なお、飲酒による急性アルコール中毒症など急激・偶然・外来の条件を充足しない事故も対象になりません。

【保険金の種類と金額】

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中、学校行事中	1,200万円	54万円～ 1,800万円	治療日数 4日以上が対象 6千円～30万円	1日につき4,000円
上記以外で学校施設内 にいる間	600万円	27万円 ～900万円	治療日数 14日以上が対象 3万円～30万円	1日につき4,000円
学校施設外で大学に 届出た課外活動中	600万円	27万円 ～900万円	治療日数 14日以上が対象 3万円～30万円	1日につき4,000円
通学中、学校施設等 相互間の移動中	600万円	27万円 ～900万円	治療日数 7日以上が対象 1.5万円～30万円	1日につき4,000円

【保険金請求書類取扱窓口】

	区 分	担 当 窓 口
正課中	授業中	所属する学部の学部事務室
	その他の正課中	
学校行事中	入学式・卒業式・オリエンテーション等	学生課・理工学部学生生活課
	白門祭(大学祭)・学生部セミナー等	
課外活動中	学友会所属部会	学友会事務室
	上記以外の部会・サークル	学生課・理工学部学生生活課
休憩中	その他	学部事務室・学生課・理工学部学生生活課
通学中	通学中・学校施設等相互間の移動中	所属する学部の学部事務室

【保険事故が発生したときは】

事故の日時、場所、状況、傷害の程度を遅滞なく所定の事故通知ハガキ（上記担当窓口にあります）を下記の事故報告先に郵送してください。

●事故の日から30日以内に通知のない場合には、保険金が支払われないことがあります。

【保険金の請求】

被保険者、または代理人（被保険者が未成年の時は原則として親権者）は、所定の保険金請求書を下記の保険金請求先に提出してください。

●事故証明書や医師の診断書、また死亡診断書、戸籍謄本などが必要になる場合があります。詳細は、下記に問い合わせてください。

【事故報告・保険金請求先】

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館7F
 東京海上日動火災保険㈱
 本店損害サービス部 火災新種損害サービス第6課
 フリーダイヤル 0120-868-066
 ☎03-5223-3257 FAX 03-3285-0105

※この学生教育研究災害傷害保険の他に、エクステンションセンター事業課で取り扱っているものや、生協で取り扱っている「キャンパス共済」もあります。

【新保険制度の発足について：学研災付帯学生生活総合保険】

●学研災付帯学生生活総合保険は学生生活全般(24時間)に補償範囲を広げたもので、2007年4月より発足します。この保険は個人負担の任意加入となっています。

詳細は学生課及び理工学部学生生活課に設置してあるパンフレットをご覧ください。

取扱窓口：学生課 042-674-3474
 理工学部学生生活課 03-3817-1717

学生相談室の 利用のすすめ

2007
春季号

新入生の皆さんだけでなく、2年生以上の皆さんにとっても、4月はスタートの時期です。華やいだ雰囲気、新鮮な体験、希望や期待と同時に、緊張、不安を感じる時もあるでしょう。そんなときには、学生相談室を上手に利用してください。

1. 学生相談室って何？

学生相談室は、皆さんが豊かな大学生活を送るための様々なサポートをする機関です。と言っても、イメージしにくいと思いますが、簡単に言えば、学生相談室には「相談」と「行事」という2つの顔があって、それらを通じて皆さんのニーズに応える努力をしている、ということです。それぞれについて紹介しましょう。

2. 「相談する」ということ——はずかしがらないで！——

学生相談室には1年間で在学生の約3パーセントの人達が相談にやってきます。代表的な相談は例えばこんなことです。

① 学業に関すること

履修・単位について	勉強の方法について	留学について	
サークル活動・ボランティア活動について			など

② 将来に関すること

進路・就職について	進学について	将来の生き方について	など
-----------	--------	------------	----

③ 健康に関すること

心身の健康について	性格について	対人関係について	など
-----------	--------	----------	----

④ 生活に関すること

学費について	奨学金について	悪質商法について	
法律問題について			など

「こんな事を聞いてはいけないのではないか」「わからないのは私だけなのではないか」などと心配する必要は全くありません。**はずかしがらずに「聞く」ことが、有意義な大学生活を送るために最も重要なことだ**と思います。学生相談室では教職員、心理カウンセラー、精神科医、弁護士といったスタッフが、皆さんの問題解決に向けてお手伝いをしています。

3. 学生相談室の行事とは？——気楽に、楽しく、そしてマジメに。——

学生相談室では、年間を通じて「皆さんが共通に持っている疑問」「興味・関心の高いもの」に焦点を当てて、気楽に、楽しい雰囲気セミナーや講演会を行っています。

*詳細は決まり次第、学内掲示板、ホームページなどでお知らせします。

「学生相談室」のことを、少しはわかってもらえましたか？「百聞は一見にしかず」です。時間があるときにのぞいてみてはいかがでしょうか？

教員相談員・専門相談員のプロフィール・相談時間などは、次号に掲載します。

Current
Topics

悪質商法を撃退しよう！

「街を歩いていたら呼び止められて...」「突然電話がかかってきて...」「簡単にもうかる話があると誘われて...」などなど、皆さんの周りには、色々な手段を使って高額な商品を買わせようとしたり、不必要な契約を結ばせようとする、いわゆる「悪質業者」がたくさんいます。大学生は特に狙われているのです。契約をしてしまって後で困らないように、まずは引っかけられないための方法をお知らせしましょう。

セールス・トークにご用心 ——悪質商法を撃退するための七箇条——

- ①家に訪ねてきたときは、まず相手の名前と用件を聞き、簡単にドアを開けないように。
- ②「おいしい話」は世の中にはないのだから、疑うことも必要。
- ③電話でのセールスには、曖昧な言葉を使わず、「必要ありません」「興味ありません」とはっきり伝える。
- ④「NO」と言う勇氣が必要。契約はあなたの意志によるものだから、断っても問題はないはず。「相手に悪いから...」「親切にしてくれたし...」と考える必要はありません。
- ⑤契約する前に、「本当に自分に必要なのか」もう一度考えてみましょう。
- ⑥契約書は内容をじっくり読み、納得するまでサインや押印するのは止める。
- ⑦迷ったら自分一人では決めず、家族や友人などに聞いてみる。(相談室でもいいですよ)

それでも契約してしまったら ——クーリングオフ制度——

それでも、「相手の強引な手口で本当はしたくない契約をしてしまった」あるいは、「契約した後でよく考えてみたら自分には必要のないものだった」などということはよくあります。そういう時には「クーリングオフ制度」を利用しましょう。

クーリングオフとは、消費者が違約金などを払うことなく、契約を解除できる制度です。

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ・訪問販売による契約（キャッチセールス・アポイントメント商法等） | 8日以内 |
| ・電話勧誘による契約 | 8日以内 |
| ・マルチ商法による契約 | 20日以内 |
| ・特定継続的役務（語学教室、エステティックサロン等） | 8日以内 |

に、書面による手続きが必要となります。ただし何にでも適用できるわけではありません。

最近特に多い被害は？

- ①友達からよい「ネットワークビジネス」があると誘われた。説明会があるというので行ってみようと思うが。

→「マルチ商法」の可能性があります。最近特に、大学内での友人関係を通じて、「ネットワークビジネス」の勧誘が行われているようですが、ほとんどがマルチ商法と同じと言えます。

「説明会」では、成功した人の体験談を聞かされるのですが、儲かるのはほんの一握りの人だけで、実際には「大量の在庫とローンを抱えてしまう」「友人を誘ったことにより、人間関係がうまくいかなくなる」など、いくつかの大きな問題点がありますので、慎重に判断してください。

説明会の前後には執拗な勧誘が行われる場合があります。契約をしてしまった場合には、クーリングオフを利用することができます（クーリングオフ期間が過ぎている場合でも、中途解約が可能な場合があります）。詳細は最寄りの消費生活センターまたは学生相談室に相談してください。

- ②携帯電話に身に覚えのない情報使用料の請求があった。

→使っていないのなら、払う必要はありません。自分に身に覚えがあったとしても、不用意に支払ってしまうと、再請求をされるというケースがあります。支払ってしまう前に、学生課または学生相談室にまず相談してみてください。

